配布:一般

2013年12月11日

## 第 68 会期

議事日程議題 99(z)

## 2013年12月5日に総会により採択された決議

〔第一委員会の報告書(A/68/411)に基づく〕

## 68/51 核兵器の全面的廃絶に向けた連帯行動

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界を達成することを目的に、核兵器の廃絶に向けた現実的な手段 および効果的な措置を更に講じる全ての国家の必要性を想起し、またこれに関連して共同行動をと る加盟国の決意を確認し、

軍縮過程における国家の努力の最終目標は、厳格なまた効果的な国際的な管理の下での全般的 且つ完全な軍縮であることに留意し、

2012年12月3日の総会決議67/59を想起し、

核兵器のなんらかの使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明し、そしてあらゆる努力が核兵器の使用を避けるためになされるべきであることを確信する一方で、国際人道法を含む、適用可能な国際法を常に遵守する全ての国家の必要性を再確認し、

核兵器の使用がもたらすであろう悲惨な人道的結末が、十分に理解されるべきことを認識し、 そして努力がそのような理解を増すためになされるべきであることをこれに関連して留意し、 国際の平和および安全の向上並びに核軍縮の促進は、相互に強化し合うことを再確認し、

核軍縮における更なる発達は、特に、国際の平和および安全に欠くことのできない、核不拡散 を求める国際的な体制の強化に貢献することもまた再確認し、

国際的な核不拡散体制の基礎および条約の三つの柱、すなわち核軍縮、核不拡散および原子力の平和利用の追求のための欠くことのできない基礎としての核兵器の不拡散に関する条約1の決定的な重要性を更に再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約当事国の 1995 年再検討および延長会議 <sup>2</sup>の決定並びに決議および 2000年の最終文書 <sup>3</sup>そして核兵器の不拡散に関する条約当事国の 2010年再検討会議 <sup>4</sup>を想起し、

日本の広島、長崎における原爆の 65 年目の年の、2010 年 5 月 3 日から 28 日まで開かれた、 2010 年再検討会議の成功した成果を歓迎し、そして同再検討会議で採択された行動計画 5を十分 に実施する必要性を再確認し、

2013年4月22日から5月3日まで開かれた、核兵器の不拡散に関する条約当事国の2015年 再検討会議のための準備委員会の第二会期の議論と結果もまた歓迎し、

2010 年9月 24 日に事務総長により召集された軍縮会議の活動の活性化および多数国間軍縮 交渉を先に進めることに関するハイレベル会合、並びに 2011 年7月 27 日から 29 日まで開かれた、 ハイレベル会合についてフォローアップする総会の本会合に留意し、

<sup>1</sup> 国際連合、*条約集*、第729巻、No. 10485.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 1995 年再検討および延長会議、最終文書、第 I 部 (NPT/CONF.1995/32(Part I) and Corr.2)、添付文書 を見よ。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 2000 年再検討会議、最終文書、第 I - Ⅲ巻 (NPT/CONF/.2000/28 (Parts I - IV)).

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 2010 年再検討会議、最終文書、第Ⅰ-Ⅲ巻 (NPT/CONF,2010/50 (Vols. I-Ⅲ).

<sup>5</sup> 同書、第 I 巻、第 I 部。

2013 年 5 月 14 日から 24 日まで、6 月 27 日そして 8 月 19 日から 30 日までジュネーブで開かれた「多数国間の核軍縮交渉を先に進める」オープンエンド作業部会の会合、並びに 2013 年 9 月 26 日に開かれた核軍縮に関する総会のハイレベル会合にもまた留意し、

戦略的攻撃兵器の更なる削減と制限のための措置に関するロシア連邦とアメリカ合衆国との間の条約の2011年2月5日の発効を歓迎し、

透明性を更に高めそして相互信頼を増す、フランス、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国そしてアメリカ合衆国による核弾頭の総合的な備蓄に関する声明並びにロシア連邦の核保有量に関するその最新情報もまた歓迎し、

核兵器のない世界の平和と安全を達成する長期目標に関する 2013 年 6 月 19 日のハイレベル ナショナル・ステートメントを更に歓迎し、そして地球規模の核軍縮と不拡散に対する勢いを増す 更新された決意を表明し、

拡散ネットワークによりもたらされたものを含む、大量破壊兵器、特に核兵器の拡散により与 えられる危険が増えていることに関して深い懸念を表明し、

核軍縮、核不拡散および原子力の平和利用の加盟国の共有した目標に沿った、核安全保障の目標の重要性を認識し、2010年4月12日と13日にワシントンD.C.においてまた2012年3月26日と27日にソウルにおいて開かれた核セキュリティ・サミットを歓迎し、そして2014年にオランダで開かれることになっている核セキュリティ・サミットに期待し、

2013 年 2 月 12 日に朝鮮民主主義人民共和国により実施された核実験を最も強い文言で非難し、2006 年 10 月 14 日の 1718 (2006)、2009 年 6 月 12 日の 1874 (2009)、2013 年 1 月 22 日の 2087 (2013) および 2013 年 3 月 7 日の 2094 (2013)の安保理諸決議の履行の重要性を認識し、国際連合憲章の第 7 章にもとづいて採択された、諸決議 1718 (2006)、1874 (2009) および 2094 (2013)の要求に留意し、そして朝鮮民主主義人民共和国が、あらゆる核兵器と既存の核計画を断念しまた全ての関連する活動を直ちに止めるという要求にとりわけ留意し、この点で朝鮮民主主義人民共和国のウラン濃縮計画および軽水炉建設並びに 2012 年 4 月 13 日と 12 月 12 日の発

射および5メガワットの黒鉛減速炉とウラン濃縮活動を含む、寧辺における核施設を調整しそして 再稼働するというその意図の最近の声明について懸念を表明し、そして朝鮮民主主義人民共和国は、 核兵器の不拡散に関する条約の下での核保有国の地位を有さないばかりか、いかなる状況の下でも 核兵器を所有することが受け入れられないことを宣言し、

- 1. 核兵器の不拡散に関する条約<sup>1</sup>の全ての条項の下での当事国の義務を順守する、同条約の 全ての当事国の重要性を再確認する。
- 2. 核兵器の不拡散に関する条約の普遍性が極めて重要であることもまた再確認し、そして同条約の当事国でない全ての国家に対し、迅速にまたなんらかの前提条件なしに同条約に非核兵器国として加入すること、また、同条約への加入まで、同条約を支持してその文言を遵守しそして現実的な措置をとることを求める。
- 3. 核兵器の不拡散に関する条約の全ての当事国が、その第VI条にもとづいて約束している、 核軍縮を導いている、核兵器国の核兵器保有量の全面的廃絶を成し遂げるという核兵器国による明 白な約束を更に再確認する。
- 4. 核兵器国に対し、展開されたまた展開されていない、あらゆる型の核兵器を、一方的な、 二国間の、地域的なそして多数国間の措置を通したものを含んで、削減しそして究極的には廃絶す るための更なる努力を行うことを求める。
- 5. 核軍縮および不拡散の過程との関係で不可逆性、検証可能性および透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
- 6. 核軍縮および核兵器なしの世界の平和と安全を達成することは、開放性と協力を要求していることを認識し、一層の透明性と効果的な検証を通した向上した信頼の重要性を確認し、国際の安定、平和および衰えないまた増した安全を促進する方法における、2000年の再検討会議の最終文書に含まれた核軍縮を導き出す措置に関する具体的な進展を加速するため、核兵器の不拡散に関する条約当事国の2010年再検討会議において核兵器国により為された公約の重要性を強調し、そして核兵器国に対し、2015年再検討会議5の準備委員会に対して、2014年におけるその約束を報

告することを求め、そして 2011 年 6 月 30 日と 7 月 1 日にパリにおける、2012 年 6 月 27 日から 29 日までワシントン、D.C. における、そして 2013 年 4 月 18 日と 19 日にジュネーブの国際連合 欧州本部へのロシア連邦代表部における、5 核兵器国間の透明性と信頼醸成措置としての 5 核兵器 国の 2010 年再検討会議のフォローアップ会合の召集をこれに関連して歓迎する。

- 7. 戦略的攻撃兵器の更なる削減と制限のための措置に関する条約のロシア連邦とアメリカ合衆国による現行の実施を歓迎し、また彼らに対し、彼らの核保有量の一層の削減を達成するための次の措置についての議論を継続することを奨励する。
- 8. 包括的核実験禁止条約 6に署名や批准をしていない全ての国家に対し、早期の効力発生と 普遍化を目的に、できるだけ早い機会にそうすることを促し、同条約の効力発生までの間、核兵器 の爆発実験若しくはなんらかの他の核爆発に関する現行の一時的禁止を維持することの重要性を 強調し、そして同条約遵守の保証を提供することへの著しい貢献である、同条約の検証体制の継続 した開発の重要性を再確認する。
- 9. 核兵器若しくは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉の即座の開始とその早期の結論を求める総会の呼びかけをくり返し表明し、交渉がまだ始まっていないことを憂慮し、また全ての核兵器国および核兵器の不拡散に関する条約の当事国でない国家に対し、核兵器若しくは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約が発効するまでの間、核兵器若しくは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関する一時的禁止を宣言しそして維持することを求める。
- 10. 核兵器国に対し、国際の安定と安全を促進するやり方で核兵器の偶発的若しくは承認を受けていない発射の危険を、これに関連して幾つかの核兵器国により既に取られた措置を歓迎する一方で、更に削減するため措置を講じることを求める。
- 11. 核兵器国に対し、あらゆる軍事的および安全上の概念、主義そして政策における核兵器の役割と重要性を更に小さくする目的で、迅速に関与することを求める。

<sup>6</sup> 決議 50/245 と A/50/1027 を見よ。

- 12. 核の不拡散体制を強化し得る核兵器国から明確で法的に拘束する安全保障上の保証を受け取る非核兵器国の合法的な利益を認識する。
- 13. 核兵器国のそれぞれによる一方的な声明に留意しつつ、1995 年 4 月 11 日の安全保障理事会決議 984 (1995) を想起し、そして全ての核兵器国に対し、安全保障上の保証に関する自らの既存の公約を十分に尊重することを求める。
- 14. 関係する地域の国家間で自由に到達した取極に基づきそして軍縮委員会の 1999 年指針 7 に従って、適当と認められる場合に、更なる非核兵器地帯の設置を奨励し、そして消極的安全保証を含む関連する議定書の調印や批准により、核兵器国が、当該地帯の地位を尊重して個別に法的拘束力のある約束を遂行し、当該条約の当事国に対して核兵器を使用せず若しくは使用すると脅さないことを認識する。
- 15. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、どのような更なる核実験も実施しないことおよび 2005 年 9 月 19 日の六カ国協議の共同声明の下でのその公約並びに関連する安全保障理事会諸決議の下でのその義務を十分に遵守することを促す。
- 16. 全ての国家に対し、核兵器とその運搬手段の拡散を予防しそして抑制するための自らの 努力を倍加することおよび核兵器を断固やめるために約束された義務を十分に尊重しまた遵守す ることを求める。
- 17. 1997年5月15日に国際原子力機関の理事会により承認された保障を適用するための国家と同機関との間の協定に対するモデル追加議定書をまだ締結し発効させていない全ての国家に対し、そうすることを奨励している 2010年再検討会議に続く行動をまた強く再確認する一方で、当該協定をまだ採択や実施していない国家を含める、国際原子力機関の包括的保障協定の普遍化および 2004年4月28日の決議1540(2004)を含む、関連する安全保障理事会諸決議を完全に履行する重要性を強調する。
  - 18. 特に、核テロを防止するため、あらゆる攻撃を受けやすい核および放射線学の物質を安

<sup>7</sup> *総会公式記録、第 44 会期、補遺 42 号* (A/54/42)を見よ。

全にするあらゆる努力を奨励し、そして全ての国家に対し、必要な場合には、能力構築の分野におけるものを含んで、要請しまた援助を提供しつつ、核の安全を前に進めるために国際社会として協力して活動することを求める。

- 19. 全ての国家に対し、核兵器のない世界を達成することを支持した、軍縮および不拡散教育に関する国際連合研究 8についての事務総長の報告書に含まれた勧告を実施すること、およびこの目的のために行ってきた努力についての情報を自発的に共有することを奨励する。
- 20. 核不拡散および核軍縮を促進することにおける市民社会により果たされた建設的役割を 称賛し且つさらに奨励し、そして全ての国家に対し、市民社会と協力して、核兵器使用の悲惨な結 果についての市民意識の向上に貢献し、そして核軍縮と不拡散を促進する国際的な取組の勢いを強 化する軍縮と不拡散教育を促進することを奨励する。
- 21. 「一般的且つ完全な軍縮」という表題の付いた議題を、「核兵器の全面的な廃絶に向けた 共同行動」という表題の付いた部分項目の下で、総会の第 69 会期の暫定議事日程議題に含めるこ とを決定する。

第 60 回本会合 2013 年 12 月 5 日